

## 特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会について

平成 23 年 5 月 24 日  
大臣官房長決定

## 1 趣 旨

特定非営利活動法人（以下「特活法人」という。）は、「新しい公共」の枢要な担い手として、我が国の市民社会において重要な役割を果たしている。

このうち、特活法人の会計については、特活法人や所轄庁からより明確な特活法人の会計処理の在り方を求める声があり、平成 19 年の国民生活審議会総合企画部会報告（「特定非営利活動法人制度の見直しに向けて」）において、会計基準の必要性とその策定を行政と協力して民間主導で行うこと等が提言されたことを受けた取組が行われてきている。

また、本年 3 月の「新しい公共」推進会議報告（「情報開示・発信基盤整備の在り方について」）においても、会計を含む特活法人の閲覧情報の標準化について提言がなされている。

以上を踏まえ、内閣府において、特活法人の会計について明確化を図り、もって市民・特活法人・所轄庁の三者にとって分かりやすい会計の在り方を検討するため、有識者の参加を得て「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会」（以下「研究会」という。）を開催することとする。

## 2 構成等

- （１）研究会は、別紙に掲げる有識者により構成する。
- （２）研究会の座長は、構成員の互選により決定する。
- （３）座長は、研究会の会務を総括する。
- （４）座長は、あらかじめ代理者を指名する。

## 3 運 営

- （１）研究会は、必要の都度開催する。
- （２）研究会は、必要に応じ、外部有識者その他関係者の出席を求めることができる。
- （３）研究会の庶務は、大臣官房市民活動促進課において処理する。
- （４）前各項に定めるもののほか、必要な事項は座長が定める。

別紙

特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会 構成員

(五十音順、敬称略)

- |         |  |
|---------|--|
| 会田 一雄   | 慶應義塾大学総合政策学部教授   |
| 梶川 融    | 日本公認会計士協会常務理事、太陽A S G有限責任監査法人総括代表社員                      |
| 金子 良太   | 國學院大學経済学部准教授   |
| 川村 義則   | 早稲田大学商学大学院教授   |
| 小長谷 藤兵衛 | 日本税理士会連合会公益活動対策部委員、小長谷会計事務所所長                            |
| 小林 新二   | 静岡市生活文化局市民生活部市民生活課参事兼統括主幹                                |
| 瀧谷 和隆   | 特定非営利活動法人エーピーアイジャパン代表<br>特定非営利活動法人N P O会計税務専門家ネットワーク事務局長 |
| 中尾 さゆり  | 特定非営利活動法人ボランティアネイバーズ相談事業部長                               |
| 中村 元彦   | 中村公認会計士事務所所長   |
| 松原 明    | 特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会<br>副代表理事                    |
| 渡邊 勝美   | 東京都生活文化局都民生活部事業調整担当課長                                    |

(計11名)